

令和 4 年 3 月吉日

お取引様各位

有限会社 長良義肢製作所
代表取締役 加藤 哲央

既製品装具の価格等の取扱いの変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、以前より厚生労働省主催の委員会において、既製品装具のリスト化及び基準価格の設定等について検討がなされておりました。臨床における実態調査から始まり審査や協議を重ね、令和 4 年 4 月 1 日より新たな基準において施行されることとなりました。

つきましては、別紙にて改訂の詳細をご確認いただきますようお願い申し上げます。弊社含め、義肢協会におきましても急な通達であったため対応に追われておりますが、ご連絡が遅くなりましたことお詫び申し上げます。4 月 1 日から実施となりますので、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

同封書類：既製品装具の価格と取扱いについての詳細

以上

既製品装具の価格と取扱いについて

背景 ①今まで治療用装具にかかる療養費は「『補装具費の支給基準』にもとづいて装具の価格を算定する。」(厚労省告示)とされていました。しかし、この「補装具費の支給基準」がオーダーメイドで製作されたものが基本であり、既製品の価格算定に対応し切れていた。

②保険者において認められない既製品における不正請求の事例があった。

③既製品装具の価格について業者間においてばらつきがあった。

上記のことから、療養費支給に関して保険者による判断も難しく支給決定の円滑化に資することが期待され、支給基準の策定が必要となり見直しが行われ、「治療用装具に係る既製品のリスト化及び基準価格の設定」が行われた。

既製品装具のリスト化（厚生労働省主催の委員会において）

- ① 現在 47 品目の既製品装具が承認されリスト化されている。
- ② 47 品目以外の既製品装具に関しても、規定の基準価格の算定方法により療養費の支給申請を行うことができる。
- ③ 今後も必要に応じて既製品装具のリスト化を進めていく（増やしていく）。
- ④ 最終的には保険者の判断において支給が決定される。

病院における採型点数について

- ① 既製品装具に関しては 200 点の採寸料は算定できない。

※ただし、医学的な必要性から既製品の治療用装具を処方するにあたって、加工するために当該採寸を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な必要性及び加工の内容を記載すること。（必要な場合は取れる）

- ② オーダーメイドに装具の製作に関しては従来と変わらず算定できます。

採寸 200 点 採型 700 点